

「第三三四回議会」平成二十三年十二月十六日 予算特別委員会統括質疑

【質問要旨】

- ・復旧、復興事業について（地方公所長の権限について 事務手続きの簡素化について 三陸道などのインフラ整備について 空き仮設住宅の私活用と備品の取り扱いについて グループ事業等補助事業について 漁港背後地の土地利用について）
- ・建設海岸の復旧について

（一般質問） 畠山和純

国の方で三次補正が成立いたしました。これまで国に要望してきた補助率のかき上げ等が多く実現しまして、復旧・復興事業が大分具体化してきました。まだまだ課題も多いわけでありますけれども、また、少し時間が余計かかったかなという思いはありますけれども、私は、これで本格的な復興事業に取りかかれるなという思いがあります。この政府の補正予算については、かなりの評価をしたと思っています。

災害から従来の日常を取り戻すためには、こうした補助事業などを活用していきますが、多くの困難な課題を克服していかなければならないと思っております。住宅の確保、事業の再開、漁船の建造や施設の修復など数多くの作業が必要になってまいります。とりわけ行政がかかわる許認可、補助事業の申し込み、住所変更や印鑑登録などの事務手続など、極めて多岐にわたる煩雑な手続が必要になっておりますし、被災者は、これまで日々こういった作業に追われてまいりました。件数もふだんとはけた違いであります。行政の適切な対応がなければ事業はスムーズに展開しませんし、十分な県民へのサービスの提供ができません。今の県行政が適切に運営されていくのか、幾つかの事例を提示しながら検証し、その対応について伺ってまいります。

被災現場では、多くのいわゆるお役所仕事に対する県民からのおしかりをちょうだいしたり、自分自身が見聞してまいりました。このままでは行政の事務処理が、速やかな復旧・復興事業の実現の前に立ちふさがる最大の関門ではないかとの危惧を抱いての質疑であります。

まず、危機管理下における事務手続についてお伺いいたします。

私たちの議員任期が延期されました。それで、御案内のように十一月に施行された選挙でありますけれども、私は、私ごとで恐縮なんですけれども、大変困った状況に陥っております。自宅、事務所すべてなくなりまし

て、十六年間蓄積してきた後援会の資料等々一切パソコンごとなくなっていました。どこにだれが住んでいるのかもわかりません。そういった状況の中で選挙が開始されたということであります。期日が公表されて、いろいろ準備に入りました。私の選対幹部七人に集まってもらいましたら、全員が自宅、流されておりました。事務所も全壊というふうな状況で、皆さんに選挙のお手伝いをお願いしているのかという、そんな状況もありました。

そういったところでも、とにかく震災復興にみんなで頑張ろうということ、選挙の準備を始めまして、実は、我々には許された立看板があります。連絡所それから後援会、十二枚あるんですけれども、これもほとんど流されてしまいました、新しくつくり直しまして、証票やって、新しい場所につくって立てていったんですね。そうしましたら、ある日、選管の方から連絡がありまして、その看板を撤去してくれというふうな話があったんですね。よくよく聞いてみますと、我々が届けた看板の住居地には自宅が流されてありません。建物のない場所にその立て看板を立てることはできませんということ、公職選挙法違反ということです。これはそのとおりだと、指摘はそのとおりですから急いで撤去。その後困りました。南三陸町の志津川地区、住居ありません。どこへ立てたらいいのかということ、いろいろ困りましたけれども、今は山合いの人里離れたところにひっそりと立ってるんですよ。これじゃ、看板かわいそうですね。

まずは、こういった判断、震災時における対応、そういったことについて知事はどういうふうにお考えですか。

(答弁) 村井嘉浩知事

今一つの例をお話になりましたけれども、そういったようなことは、多々あったかというふうに思っております。災害救助法の柔軟な対応であったり、あるいは水産物が腐ってしまうということで海洋投棄を認めていたり、あるいは御遺体の埋火葬、非常に柔軟な対応をしていたりということで、国と協議して相当柔軟にできるところは対応したつもりでありますけれども、そういったところで細かい部分で至らぬ点があったことにつきましては、しっかりと反省していかなければいけないというふうに思っております。今そういったことをしっかりと検証いたしました、同じような災害が起らないことを祈ってはおりますが、また起こったときのために、しっかりとそういったものを蓄積をいたしまして、改善できるものは改善していきたい、このように思っております。今お話のあった部分につきましても、今後、どういうふうにすればいいのかということを検討して

まいりたいと、このように思っております。

(再質問) 畠山和純

何できょうこれを取り上げたかと言いますと、もう一つ、二つありますから、聞いてくださいね。

私の知り合いがお年寄りを抱えて、やはり自宅がなくなりまして、一次避難しているんですね。それで県外に二次避難したいということ、千葉県に知り合いがあるということ、そこでそちらの方に移りたいと思っ、市役所へ行っただけですね。千葉県の方に移りたいんだけど。そしたら市役所の方では、それは宿泊所なんで観光課だということ、観光課へ行くんですね。そうしましたら、それは千葉県の市の方に連絡してくださいと、そちらの方へ電話するんですね、習志野市に。習志野市に電話しましたら、それは千葉県の方に聞いてくださいということ、千葉県の方に問い合わせるんですね。それで千葉県の方に電話しましたら、それは宮城県に電話してくださいと、宮城県に電話してくださいということなんです。それで、宮城県に電話しましたら、それは市の所管なので市へ電話してくださいと言われた。実に、七カ所なんです。見事な役所のたらい回しだなというふうな、これは私の目の前で電話をしてみましたので、これも私は確認しておりました。

こういったこともありましたし、もう一つ、私にとっては大変、非常に遺憾だなと思ったことは、災害対策本部、気仙沼市は広域事務本部に置かれました。そこでいろいろ作業に従事する人たちの時間外手当を支払う必要が出てまいりました。じゃあどうしようかということ、一部事務組合ですから、南三陸町と気仙沼市が協議をしまして、その臨時総会を開いてそこで時間外手当を決めようと、そういうふうなことであります。ただ、南三陸町の方は、役所はもうそのときは流失してありません。担当の総務課長も行方不明で見つかっておりません。なかなか対応できないということで、二対八の持ち分の出し方があるので、それは気仙沼市が立てかえて、とりあえず出そうと。総会は持ち回りで臨時的に開きましようということを決めて、県の所管の方に問い合わせをしました。それは規則にないからできないという返答をした。担当している事務の職員の人は、大変困ってました。どうしようかということ、私は担当の方に電話して、こういうふうな処置をして本当にいいのかということ、私には抗議をしました。これは、それで解消いたしましたけれども、万事がこういうふうなことなんです。それで県の方は三月に専決で時間外手当、二十日間、十二億、きちっと決めて、もう五月の定例会の報告事項なんです、専決事項で。残業手当はそこでもう出してるんです。

そういうふうな被災地、被災状況というものに対する窓口、担当の職員の人たちの、私は決まったとおりの判断をしたんだと思いますよ。だから、いや、これはおかしいと言えるのかどうかというのはちょっと疑問なんだけれども、ただ、明らかにこれは事態に合っていないわけですね。これが役所の実態であったということ。だから今、知事の方では、そういうことをいろいろ検証したいということでありましたけれども、何で、私はきょうこれを取り上げたかということとは、この話は、危機管理が大事だということでは、知事にも私は申し上げました、早い時期に。いろいろあるけれども、今被災地ではいろいろ足りないこと多いよと、危機管理が足りないよということをおし上げました。その後、こういうことが一つ一つ出るたびに、私は所管の部長にも話をしてきました。改善を求めてきました。一向に変わってないんですよ。今、国に対するいろんなことあるでしょう。この後、いろいろありますけれども、基本的にそういうふうな意識がなかった。七月か八月に、私は事務を総括する総務部長に申し上げた。執行部の間で協議してくれと。それでこの取り扱いについて文書で出してくれと。これは議長として申し入れをしました。それで、その後、これはそういう話し合いをしたと。しっかり対応しますと。文書では出せませんけれども、しっかり対応していきますと、そういう答弁でありました。部長、そうだよ、総務部長。だけど、その後ですよ、冬対策の問題が出てくるわ、民間住宅のお金の支払いが出てくるわ、それからいろんな事務手続が全部滞っていくんですよ。建築確認の話とか。そういう、私は、知事以下執行部の皆さんの意識が足りないよ。ここから改善をすべきだとそんなふうになっております。もう一度答弁、お願いします。

(答弁) 村井嘉浩知事

たまった御指摘につきましては、真摯に受けとめなければならぬというふうに思っております。非常にいろんな個別の案件が出まして、その一つ一つ、対応するのでもう手いっぱいであったと。後手にまわったと。一言で言って、後手に回ってしまったということではありますが、そういうことであってはならないと、深く反省をいたしました。このように考えております。

(再質問) 島山和純

ぜひしっかり検証をして、私は、災害だからということではなくて、いわゆる行政サービスというものがいかにあるべきかという、そういう根っこの方の根底の問題だと思っておりますので、十分な反省をしていただきたい

などというふうに思っております。

それで、よく言われるのが、岩手県に比べて対応が遅いということをよく言われます。私の住んでおるところは岩手の県境で、一関市、陸前高田がすぐ隣ですから、皆行ったり来たりしてらんですね。特に、岩手県でボランティア活動してきた人たちの話が、それから宮城県に来てボランティア活動に従事すると、役所へ行ってもどこの辺は何なのかということと違うんですかねというような話なんです。これは私も情けない話でありますから、こまいましたけれども、こういうことかなと思っておりますね。

もともと岩手県の地方振興局、出先には所長権限が非常に強いものがあります。これは、私、平成十四年の総括質疑で取り上げてまいりました。地方の所長の権限を強くすることによって、地域のことは地域で判断すると、そういうふうな体制ができていたと。そのことと、あと岩手県の方は市町村連携がかなりしっかりしております、頻繁に会議を持ってございました。それで、沿岸広域地方振興局、釜石にあるんですけれども、ここで集約する。それから岩手県の方は、遠野市が拠点になりまして災害ボランティアセンターをつくって、それから、よその県からの派遣職員なんか全部そこで集約して各市町村へ派遣するというような業務を行ってらるんですね。ですから、例えば、仮設住宅をどうしますかと。市民の皆さんの要望はどうですかという調査をする調査票をつくるわけですね。岩手県の方は大体一カ月くらい早いんですよ、調査始まるのが。それで、私、びっくりしましたのは、岩手県の方では市町村と広域振興局で決めて、ずっと各市町村は全部やり出すんですね。宮城県の方はこういうのが必要だということで、地元で市町村と協議をする。担当が仙台でまた協議をする。それでまた持ち帰って行って、これがどうだとやり取りをしておるわけです。手順が二段階ぐらい違うんですよ。一つで一週間以上かかりますから、当然、物事の決め方が遅くなってくると。この辺に問題があったんではないのかな。これは、やはり普遍的な課題だと思っております。

これで、これは提案なんですけれども、気仙沼地方センターの所長、これは宮城県の防災災害対策本部の支部で地方支部長ですね、情報収集以外は何の権限もないんですよ。これが事務事業のおくれにつながってるんじゃないのかなというふうに思っております。これを今提案と申し上げましたけれども、復興期間の間だけでも結構です。復興事業に対する所長権限を強化してはどうなのかな、地元で完結できるような体制をつくってはどうかなのかなということでもあります。これについてのお考えを。

(答弁) 村井嘉浩知事

岩手県のやり方と宮城県のやり方とは多少違いがあります。それぞれメリット、デメリットあるうかと思いますが、島山委員がおっしゃったように、岩手県のやり方でメリットが大きい部分も多々あるうかと、このように思っております。今回、震災対応でかなりボリュームが大きいということがありますので、土木等の関連につきましても、相当地元の方に権限を移譲しようということでも今検討しております。そういった中で地方振興事務所役割というものが非常に大きくなってボリュームも大きくなってまいりますので、任せられるものは任せるようなそういう方向で検討していかなければならないというふうに思っております。今そういう指示は出しているというところでございます。

(再質問) 島山和純

被害の深さとかいうのは、宮城県の方がかなり多いということは、ボリュームも圧倒的に多いということは、それはよく理解できるんですけども、岩手県は、三月二十日、この日には、もう既に衛星通信回線を使ったテレビ電話が県の本部、釜石の本部、大船渡市、開設されるんですね。テレビ会議やってるんですよ。そこで情報収集しながら物を早く決めていくと。要するに、この辺は、地方自治に対する意識の違いというのはこの辺で出てきているのかなど。これは、もともとの歴史がありますので。時間がないのであれですが。岩手県の方は非常に広い県土をどうやってやるかというんで、歴史的にもう地方に任せる。宮城県は仙台一極でいろいろ物を解決していったと。こう歴史的な経過がありますから一概には言えないけれども、そういう意識の違いがあるということでもあります。

今申し上げました地方振興センターに対しての技術部門についての権限強化を果たすということでもありますけれども、これは、実は震災後九カ月たって落ちついてきた部分もありますけれども、厳しい状況になっている部分の方が多いんですよ。例えば、気仙沼地方は気仙沼線が全く機能してません。それから道路が決壊しました。今、一生懸命工事しております。ただ、その中で、我々の頼みの綱といえますか、これは三陸道の三陸縦貫道であったり、大島架橋であったり、それから気仙沼線の復興であります。これについては、一連の事業が国の方で決めていただきまして、大変喜んでおるわけでありまして、いま一つ、三次補正を受けて、三陸縦貫道の事業展開といえますか、予算総額といえますか、こういったものがどうなっていくのか、この辺について

伺います。

(答弁) 土木部長 (橋本潔)

三陸縦貫自動車道につきましては、今回の震災におきまして、救急・救命活動や緊急物資の輸送等、命の道として重要な役割を果たしたということから、国におきまして復興のリーディングプロジェクトとなる復興道路として、岩手県も含めた全區間でおおむね今後十年間で、それから宮城県内ではおおむね今後七年で完成供用を目指しているというところでございます。加速的に整備が推進されることになりました。

今年度の本県の三陸縦貫道に対する予算は、当初、約四十三億円でしたが、三次補正で約百七十九億円が追加されまして、合計で二百二十二億円に上っております。国におきましては、十一月十九日に復興道路着工式を開催しまして、登米志津川道路の志津川トンネルが着工されたところでございます。また、今回新規に事業区間となった歌津から本吉、気仙沼から唐桑南、唐桑北から陸前高田の三区間につきまして、既に十一月末から測量調査のための立ち入りの説明会を開催しまして、今月から測量等の調査に入っております。用地買収完了後、順次、工事に着手すると伺っております。県といたしましても、事業促進に向けて用地買収等を積極的に支援していくということとしてございます。

なお、仙塩道路につきましても今年度から四車線化事業に着手しまして、矢本石巻道路は、引き続き四車線化事業を行っていくと伺っております。

(再質問) 島山和純

ありがとうございます。なお、一日も早い実現に向けて、県としての努力をお願いするわけでありませうけれども、大島架橋、今の話だと、全体路線が完成するのに、まず十年間を目標にすると。それで宮城県内は七年後を目標にすると。平成三十年。これが、実は大島架橋の完成目標年次と同じ年になるわけですね。大島架橋も、孤立した地区を解消しようということ非常に重要度が高いということ、これも土木事務所内に大島架橋の専従班、建設班を設置していただいて、今いろいろ取り組んでおられるわけでありませう。年内には用地買収までいきたいというふうな話もありませう。それから着工の見通しを立てていきたいというお話もありませう。この辺について、大島架橋についての本年度当初それから三次補正を受けての今、三陸縦貫と同じような予算総額と今後の事

業展開について、部長の答弁、お願いします。

(答弁) 土木部長 (橋本潔)

大島架橋でございますが、大震災によりまして大島地区の住民約千八百人が孤立いたしました。そういった状況を踏まえまして、県におきましては、復興のシンボルとして、予定どおり今年度着手することとしております。また、架橋のアプローチ道路、これにつきまして、今回の津波の浸水高を考慮して見直しを行っております。山側にルートを変更して高さを確保するとともに、新たに計画されました三陸縦貫自動車道、そして国道四十五号へきちつと接続していきたいと考えてございます。今年度の予算につきましては、当初二億四千万円でございますが、三次補正で六千万追加となりまして、合計三億円となりました。直ちに道路や架橋の詳細設計を進めるとともに、取りつけ部の一部用地買収に着手することとしてございます。平成二十四年度からアプローチ道路に着手しまして、二十五年度には架橋本体工事に着工する予定でございます。

大島架橋が気仙沼地域の復興、更には地域経済産業の更なる発展を支援するものとして、平成三十年までの完成を目指していくこととしておりますが、できるだけ早く開通していきたいと考えております。

(再質問) 畠山和純

大変ありがとうございます。二十五年度架橋本体に着手するというところであります。今の部長のお話のように一日も早い完成を願っておりますので、皆さん方の対応をお願いしたいと思います。私がお話の折、それから、気仙沼線についてきのう新聞の記事が出まして、私が国に対する要望事項で国交省へ行った折、それから JR 東日本の本社にも行って、この件についてのお願いをほかの路線と一緒にお願いしてきたんですけれども、気仙沼線については、国交大臣も JR 本社の担当部長も必ず復旧しますということを言明していただきませんでした。ただ、被災状況が激しいので、路線をどうするか、それから地域の人たち、市町村との協議をこれから重ねていきたいという話でありましたけれども、きのうの新聞に、政府が代替輸送手段を提案するとの報道がありました。これは JR 東日本仙台支社長の話では、路線を廃止することではありませんよというふうなコメントが載っておりますけれども、この辺の事情について知事に事実確認をしたいと思いますが、よろしく願います。

(答弁) 震災復興・企画部長(伊藤和彦)

代替輸送手段の成果をお示しになるという JR 支社長のお話につきましては、七月に国の方で、県もメンバーに入ってあります JR 気仙沼線の復興調整会議というのがございまして、これまで二回開かれておりました。次回、早ければ年内と伺っておりますが、そこで、今後の振替輸送、代替輸送について JR 側から提案がなされるというふうに伺っております。

(再質問) 島山和純

わかりました。

それで、今話がありましたように、地方振興事務所のセンターの権限の強化の話は積極的に検討するということでありましたけれども、平成三十年までは今の交通状況の悪さというのはずっと続いていくんですね。この後、瓦れき処理等の二次処理も始まります。相当の混雑が懸念されるんですね。したがって、やはり地域での完結型の行政サービスというものを考えなくちゃいけないと思いますので、重ねて要望しておきますので、早期に対応していただきたいと思えます。

知事が素直に答弁していただいたので、次の質問に移らせていただきます。

手続の簡素化ということで、今もお話しましたけれども、特区法が成立しまして、この中ではいろいろ開発とか農地転用とかいろんな形のやつは。ただ、まだ詳細、我々知らされておりませんので、よくわかりませんけれども、一番は、建築確認とかこういったものについて時間がかかり過ぎるんじゃないのかというふうなお話であります。この辺についての時間短縮、これについて検討していただきたいと思えますけれども、この件についてはいかがですか。

(答弁) 土木部長(橋本潔)

建築確認の手続でございますが、仮設店舗等の建築確認、震災以来百件ほど申請がございました。一件当たり、法定では三十五日以内ということになってございますが、窓口における事前相談の充実あるいは消防機関との並行審査の実施などによりまして審査期間の短縮に努めてございまして、大体十九日ぐらい、二十日程度で確認がおりているというような状況でございます。

地域の復興にとって必要な仮設店舗等につきましては、東日本大震災復興特別区域法におきまして、復興推進計画の事業として定められた場合、二年三カ月と限定されたその期間を計画で指定する期間まで延長することも可能となっております。県として、こういった特例措置と仮設建築物での規制緩和を組み合わせて構造計算の一部を省略するなど、建築確認の手續の簡素化、迅速化、これを引き続き進めていきたいと考えております。

(再質問) 畠山和純

わかりました。これは、振興センターの土木の方でも大分改善されました。今は、部長おっしゃるように比較的早く来ていると思えますけれども、仮設店舗、仮設商店街などは七月、八月に計画されたものが、やっと今確認がおりてる状況なんです。それでさっき申し上げましたように、収入のない事業主の皆さんが集まって、商店の人たちが集まって営業を再開したところもありました。多くは年明けになっていいます。今一番厳しいときなんで、この辺についてはもっともって配慮が必要かなということでありました。農地転用についてはどうでしょう。

(答弁) 農林水産部長 (千葉宇京)

従前、農振農用地区域内にある農地を転用するためには、事前の農振除外手續、これに大体二、三カ月、その後の農地転用手續に一カ月半ということであること、四カ月程度はかかっていたわけでございます。今回の災害被災被害の実態に即しまして、国では農地転用手續、迅速に行われるようにということで、これは同時に農振除外手續と農地転用手續、同時並行処理できるといような特例措置を講じております。この特例措置によりまして、二カ月間で許可が可能となっているというのが今の状況でございます。この四月から十一月までで大体千件を超える転用許可が出てきておりますが、そのうち七十六件はこの制度を活用しているということです。あと土木部長がお話ししましたように、特区法、これに基づいた整備計画によれば、更に短縮できるということです。

(再質問) 畠山和純

限られた時間ですから簡潔にお願いします。それで、今部長から答弁あった二カ月で許可がおりるようにな

ってきたと。半分になったよと。これを更に半分にできないかということなんですよ。可能なんですよ。このことを検討していただきたいと思えますけれども、部長、どうですか。

(答弁) 農林水産部長 (千葉宇京)

今、公告縦覧期間というものがあるわけですが、こちらの緩和というものについてもできるような措置になってきておりますので、こういったものを活用しながら、更に短縮させるということについて努力してまいります。

(再質問) 畠山和純

地域からの要望が非常に多い事項でございますので、これは、ぜひ早急に対応してもらいたいと思います。これから特に、個人の住宅とかに建っていくということが多いし、いろいろ役所の方でも災害公営住宅とかいろんなものが出てきますので、これはぜひ早急に検討していただきたいと思えます。

次は、仮設住宅について伺います。

一般質問でもありましたけれども、仮設住宅の空き室、これ今全県で幾つあるか教えてください。

(答弁) 保健福祉部長 (岡部敦)

現在、空き室は九百二十五戸というふうになってございます。

(再質問) 畠山和純

約千戸の仮設住宅、空いているわけですね。これは、いろんな事情があって、そういうふうには空いたことになったんですけれども、これの再利用について、部長の答弁は、空き室を活用してコミュニティセンター、それから物置、作業倉庫に使うとかっていうふうな話がありましたけれども、実は今、我々の地方もそうですし、石巻も恐らくそうだと思うんだけれども、非常に困っていることが一つあります。それは工事現場で働く人の宿所がないということです。それから派遣されてくる県外からの職員の人たちの宿所がないということなんです。これは、この宿泊施設として仮設住宅を活用し

てはどうかなどというふうに思っております。これについてはどうですか。

(答弁) 保健福祉部長 (岡部敦)

御指摘のように、基本的には、国の通知によれば物資の保管とか、あとはコミュニティスペースということで、被災者の方々にもともと仮設住宅が貸与されているということ、その趣旨に沿ったものということが前提になっております。ただし、ボランティアなどの活動拠点として使用することは限定的に認められているというふうなことでございます。ただし、ボランティアなどの活動拠点として使用することは限定的に認められているというふうなことから、踏まえたものについては、目的外使用だということふうな回答しかないというのは現実でございます。しかしながら、これからの復旧・復興のために、これまで以上にたくさんの方々の応援の方々等が地域に入っていたかどうかというふうなことで、宿泊場所の確保に窮するということは本当に明らかでございますので、管理を實際行っております市町と十分に協議しながら、今後の需要を見きわめた上で活用できないかということについては検討してまいりたいというふうには思っております。

(再質問) 畠山和純

いろんなことのやりとりあって、市が、県が、国が、っていう話があるんだけれども。国の方にこういった問題があったときに担当の方に問い合わせると、これは県の判断で十分できるんですよというふうに言われるんです。この件もこの後の件もそうなんだけれども、知事、これは非常に大事な問題だと思っております。例えば、気仙沼市の千厩の仮設住宅百二戸あるんですよ。三人ずつ暮らす設計ができておりますね。ここ三百人が利用できるんですよ。これを今、緊急雇用対策の基金を積み立てたり、産業再生でいろんなことをやってんですけども、被災した民宿の経営者とかホテル、旅館の経営者の人も多いんです。再建まで時間がかかるんです。こういった事業を新規の雇用対策、ほかの省庁越した形での事業を組み合わせて新規の雇用対策にして、そういった事業主の人たちに委託する。そして、運営をしてもらう。それで、収入を得てもらおう。そういうふうなことでできると思っただけけれども、そういうふうな検討の仕方というのはできないものではないでしょうか。

(答弁) 村井嘉浩知事

私ども、実は他県からの応援もたくさん入っております。宿舎がないという大きな課題を抱えております。どうするかということで国の方とも調整しておりますが、今のところ部長が答弁したように、私の方で聞いているのは、目的外使用はまかりならん、災害救助法の範囲内で決められたルールでやれと言われております。しかし、当然空いてるものをそのまま置いておくというのは、本当にそれこそ税金のおだでございまして、有効な活用というのには重要だと思っております。今おっしゃったようなことも一つの案だというふうに思いますので、宿がない方たちに、例えば運営委託をすると、そしてやっていただいて収益を上げていただくというのも一つのやり方かと思えますので、多角的に検討させていただきたいと思えます。また、もし県で自由にやっていいということならば、相当柔軟にできるかというふうには思っております。

(再質問) 畠山和純

冒頭申し上げた質問もそうなんですけれども、こういうふうな緊急事態といえますか、危機管理の状況下における政策というのは、縦割りであっていけないと思うんですよ。今度の復興庁なんかも、縦割り行政やめようと、ワンストップで全部やっついこうというふうなそんな仕組みを検討されているようであります。こういういったことを地域から提案していくところが、私は大事なことだと思っております。このことを知事、しっかり対応していただきたいと思います。

応急仮設住宅の備品について伺います。仮設住宅には、日本赤十字社から支援されたテレビ、冷蔵庫、洗濯機とか電気ポットというのがありますね。追加で反射熱式パッドとか、その他に備品として配備されるもの、石油ファンヒーター、ホットカーペット、電気こたつ、電気ストーブ、消火器とか、それからエアコン、カーテン、ガスコンロ、ガス給湯器なんているのは建設に配備されるんですね。この配備品は仮設住宅で利用している人たちが退去したときにどう取り扱いますか、部長。

(答弁) 保健福祉部長 (岡部敦)

御指摘のとおり、日赤からの家電六点セットにつきましては、海外からの支援金に基づく支給品ということでございますので、支給されたものについては、入所者の方々の裁量でいかようにもできるといふふうなことでございます。今般、寒さ対策としてプレハブの仮設住宅に限定されてしまいましたが、暖房器具の供与を行うとい

うときに、局長さんと私も直接いろいろやりとりをさせていたんですが、やはり貸与ということが前提になるので、それについては処分は勝手にやってはまかりならんというふうな話で終始してしまったというところでございます。ただ、実態的に申し上げれば、そういった消耗品的なものを使って何年間かたった後に、耐用年数が六年だから残存価格どうのこうのという話が本当に通用するのかどうかということについては、しっかりと実態に即した形で柔軟な対応ができるように考えていきたいというふうには思っております。

（再質問） 島山和純

次の答弁まで来たんですけども、入居者の人が備品について、例えば消火器とかこれを返してくださいと言われてるんだよね、退去するときには。そのまま置いていってくださいと言われてる。それで、今、部長答弁あったけれども、石油ファンヒーターとか消火器とか、二年、三年使った後にそれを置いていってくださいということですよ。これ、どうやって処分するんですか。今、部長はそれも柔軟な対応ができるようにということですよけれども、こういうことが被災者の、被災地の心に寄り添う政策だと私は思うんですよ。そういったことがまだまだ不十分でありますから、これは当然どこから考えても、これはどうぞお持ち帰りくださいと、そういうふうな形で私は結構だと思っておりますよ。どう思いますか。

（答弁） 村井嘉浩知事

私も本当にそう思うんです。実は、今回、県が一括して寒さ対策、断熱材入れたり二重サッシにしたり、あるいは風除室をつけたりとやりましたけれども、今言ったホットカーペットとかストーブにつきましては、市町村にヒアリングをしていただいて、市町村でそれぞれ必要な数を申し込んでくれというふうにしました。それはそういう理由なんです。私になぜそういうふうな踏み切ったかというところ、そういう理由で要らなくなったら、もう既にあるから、要らなくなったら、じゃあ、だれかにあげる、処分できるということならばできるんですが、あの狭いスペースで、もう既に持っているのに返さなきゃいけないようなものがまた届いたら、被災者の皆さん、非常に、かえって御迷惑をおかけするということで、県で一括発注はやめようということにしたというところであります。本来ならばそういうものを、部長も答弁いたしましたけれども使ったものをまた集めて何らかの処分をするというと、そこでまたリサイクルに回したりごみになるだけのお金がかかるわけですから、壮大な

おだになるんじゃないかなと私もそう思っております。これにつきましては、繰り返し国の方にお願いをしておりますが、それこそ四角四面な回答しかもらっていないということでございますが、こういった御意見が議会でも厳しくあったということについては国の方にしっかり伝え、柔軟な対応をさせていただけるようにお願いをしてみたいと思っております。

(再質問) 畠山和純

これ所管しているのは、厚生省の援護局だよ。私が独自のルートで問い合わせたんです。これは県がつくったんだから県の裁量でいいんですよという話なんです。どうということなんですかね。それで部長は、前にも私、実はこれはやりとりしてるんですよ、部長ともね、国はこうだよ。だけど、私が聞いた範囲ではそういうふうな答弁が返ってきた。だからその辺がよく理解できない。それで私は、今知事、これは国に要望、国に要望と言うけれども、宮城県はこうしますと、これはこういうふうになりますと、そういうこと何でできないのかなっていつも思ってるんです。水産特区みたいだね、これが通らなかつたらもう自分はこの委員やめてやるんだぐらいの意気込みを持って国と交渉していく。そういうことは大事だと思いますよ。

次に移ります。中小企業など産業再生事業についてであります。

これも今回、いろいろな形で国の事業、県の事業がありまして、今回の補正でも大分積み増しがされました。非常に使い勝手のいい事業かなというふうに、例えばグループ事業、こういったものを活用して早く産業が再生していただきたいなと思いますけれども、現在の段階で交付決定された事業者とされていない事業者とに非常に明暗が分かれてしまいました。いろいろな申請手続でありますとか、計画の組み方とかそういったもので、あとは予算の範囲ということで、外れる事業者、外れる事業体があるんですね。こういう人たちをこの後どういうふうにして救い上げていくか。これを予算の範囲内という形でやっていきますと、大きな格差が出てきます。被災地全体を救い上げていくんだと、それで産業の再生を図っていくんだというふうな考え方が必要だと思いますけれども、これについての基本的な考えをお聞かせください。

(答弁) 経済商工観光部長 (河端章好)

御指摘のように、グループ補助金、非常に好評でございます。グループで救われない方々に対しましては、県

単の製造業者でございませうけれども補助金もやってございませう。後者、今申し上げた県単の補助金につきましても、今回、製造業者でございませうが、二十億円の追加補正予算で提案させていただいておられるところでもございませう。また、グループ補助金につきましては、現在、知事からも何度も何度も継続的な予算措置と本県への重点的配分を御要望申し上げておられます。引き続き、この辺については実現に向けて頑張っていきたいと。それを受けて、県としても引き続き実施していくという考えでございませう。グループ形成につきましても、いろいろ皆さんの御提案がございませうけれども、引き続き、多くの方々がグループ補助金を受けられるように我々としても御相談に応じますし、必要に応じて、現地に出向いて御指導等申し上げて、できるだけ多くの方が救えるように努力してまいりたいと考えてございませう。

(再質問) 畠山和純

これは知事、被災地を全部救うんだと、基本的にそういう考えが必要だと思ひますよ。知事、どう思ひますか。

(答弁) 村井嘉浩知事

それぐらいの意気込みで今取り組んでおられるということでもございませう。

(再質問) 畠山和純

例えばグループ企業で、今度石巻とか気仙沼で水産加工場とか冷蔵庫が採択されましたね。契約要件の中に年内契約というふうなことで、年度内に契約しないとだめですよというふうなそういう要件があるというふうな同いませう。なかなかこの補助事業はいいんだけれども、土地問題が決着してないもんですから、年度を越しているというふうな、これはもう明確にそういうふうな状況になつてくると思ひます。そういうふうな要件緩和、それから、補助金の支払いがグループ企業で中小企業の人ですと事業を完結しないとお金が出ていかないということ、つなぎ資金がなかなか大変だなど。額が多いと。そういうものも解消できるように仕組みができませんかというふうな要望がありました。これについて部長の答弁を求めます。

(答弁) 経済商工観光部長(河端章好)

この事業は単年度事業でございますから、原則として年度内の執行が原則となって、これはもう大原則でございます。ただ、用地の関係、資材の入手難などやむを得ない事情によりまして本年度内に支出を完了することができない場合には、明許繰越として翌年度に事業が繰り越すことができることになっております。未契約でも条件まではなっていない、未契約でも繰り越しできるということでございます。ただ、できるだけ年度内に契約できるといって、我々としても指導してまいりたいと考えてございます。あと、支払いの点につきましては、概算払い、これについては可能となっております。特に資金繰りの厳しい事業者に対しましては、個別の御相談いただければ、弾力的な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

(再質問) 島山和純

こういう不測の事態があっても、従来の手法、従来の決まりが変えられないと。その中で復興事業が進んでいかないと。そういうふうなことが我々にとっては、この辺は改善すべき点なんだろうというふうに思っております。それと県単の事業の方で、商店のあれとか採用業種の区分の見直しを求めている声もかなり多いですね。今のところ該当する業種でありませんとやわれ、事業採択されなかった例も何件あります。この辺の緩和を求めている人が多いわけですけれども、自動車整備業については認められないと。サービス業だということふうな解釈もあるようですけれども、ものをつくり上げていくということで、これは私は製造業の分野に入るのかなど。そういった工場を再生するときの投下資本が結構多いわけですから、三百万円の限度額ではなかなか使い勝手が悪いというふうなこともありますので、この辺の事業種に關しての採用拡大、それから変更について求めてまいりますけれども、どうぞでしょう。

(答弁) 経済商工観光部長 (河端章好)

商店街の採用業種につきましては、二次募集において、現在、対象業種の見直しを検討させていただいております。今考えられている業種といたしましては、地域住民の生活にかかわりが深いサービス業などを考えてございます。詳細については、今後詰めていってまいりたいと思っております。

自動車整備業関係でございますけれども、これについては確かに御要望、いろんな面でございます。できればグループ補助金でグループ構成できるという形で、我々としてもそちらの方が補助のバックアップが厚いのでそ

れを考えてございますが、やむを得ず、そういったグループ構成できない場合でも額を上げてくれないうかという御要望はございます。ただ、製造業としてはなかなか認定、難しいということと、その辺は、商店街の形で上限三百万という形でやっておりますけれども、今後、それについてもなかなか幅広いということでございますので、額の引き上げというのは難しいことは御了解いただければと思います。

(再質問) 畠山和純

四分の三事業で、グループで救い上げていきたいというふうな方針のようですから、極力そういうことで地域の産業がまとまるような指導をぜひお願いしたいと思えますし、そこで救い上げていただきたいなというふうに思います。

追加提案された漁港区域内のかさ上げ、これ、石巻港が対象になっております。これ、今申し上げましたけれども、土地利用の問題が実はまだまだ見通し不透明であります。これが解決しないと、なかなか復興事業、先に行けません。これは非常にいい事業かなと思いましたが、漁港区域内でないとこれはだめだというふうな話なんです。ほかに手法はないのか、そういうことをちょっと伺いたいんですけれども。今、例えば気仙沼港の背後地を漁港区域に指定をして、こういった事業を活用してかさ上げをする、そういうふうな手法はとれないのかどうか伺います。

(答弁) 農林水産部長 (千葉宇京)

三次補正で措置されました漁港施設機能強化事業でございます。今回お願いしているのは、石巻地区についてのかさ上げ事業費ということなんです。ございますが、気仙沼漁港等についてもこの事業が活用できないかどうかと。いろいろ要件ございますけれども、これは、今気仙沼市の方で御検討いただいております。そのほかにもかさ上げが可能な公共事業というのがあったりするわけですけれども、いろいろそれぞれに要件がございます。そういうものを比較検討しているというふうに承知しておりますが、もし、この事業でやりたいというふうなことでございしましたならば、当該事業の漁港区域の拡大というものを、これは必要になってきます。そういうふうなことを進めていくことになるというふうに考えております。

(再質問) 畠山和純

次は、建設海岸について伺うんですけれども、漁港区域の変更については、従前は国の方の権限が強かったわけですけれども、平成十九年から法律改正で知事が報告で済むような仕組みができてくるんですよ。いろんな審議会かけないで区域変更できますよと。知事の権限がかなり強化されておりますので、そういったものを活用してこれに適切な対応をすべきだと思いますけれども、知事、どう思いますか。

(答弁) 農林水産部長 (千葉宇京)

おっしゃるように、漁港指定の手続等について知事に権限がおりてきているというそういう実態もございます。ただ、気仙沼漁港等につきましては、特定第三種漁港ということでございます。知事においてきているのは第二種漁港までということでございますので、第三種以上の漁港等につきましては、漁港区域の変更というものについてはかなりの時間を要するという今の状態でございます。

(再質問) 畠山和純

建設海岸の課題について移ります。

漁港集約のことで、知事、新聞にコメントを出してあったようですけれども、議会の対応がおかしいというふうな表現ありましたけれども、何がおかしいのかなど非常に遺憾に思っておるんですけれども、宮城県の建設海岸に小さな集落がたくさんあります。ここは漁港施設はありません。しかし、堤防もあるし、物揚げ場もあるし、船着き場もあります。地域では、ここを使ってまさに沿岸漁業を営んでおります。カキ、ワカメ等々ですね。これが全県下に何カ所あって、何施設あるか、御存じでしょうか。

(答弁) 村井嘉浩知事

二十四海岸、五十六施設と承知しております。

(再質問) 畠山和純

多分、知事このことわかったのは昨日なんです。それは、恐らくだれもわかっていないんですよ。これは土

木部が所管してる海岸なんです。土木部が所管している海岸で、農林水産部が所管する漁業者が営んでるわけなんです。だけれども、実態は漁港なんです。実態は。行ったことないと思いますけれどもね。実は、漁港集約の問題のときに、この箇所はカウントされてないんです。検討もされてないんです。ここも被害が大きくて、災害復旧で今一生懸命やってるんですけども、今度漁業施設がつかれないんです。用地を借りたりしてカキ工場というのが前にできたりしてるんですけども。それで前の質問と関連するんですけども、同じ手法をとれないのかなという、部長、さっきの質問だけでも。カキ工場がこの建設海岸の背後にできてるわけですね、前ね。これ、災害復旧どうするのかわかりませんが、これは用地、借り上げてるんだよね。前に質問した気仙沼港の背後地の問題も、例えば用地の借り上げとかそういうふうな形で水産庁のかさ上げの予算が使えないかという課題があると思うんですけど、これは通告してないけど、どうですか。

(答弁) 農林水産部長 (千葉宇京)

お話の二十四海岸、五十六施設についての把握、我が部としては十分に把握してなかったというのは、おっしゃるとおりではございます。ただ、こういったものにつきまして、漁港区域でなくともカキの共同処理場だとかそういった施設等につきましては、これは今回の水産関連の共同利用施設……。

(再質問) 畠山和純

施設の利用で、かさ上げ等々の事業ができないかということ聞いたの。

(答弁) 農林水産部長 (千葉宇京)

漁港区域に指定しなければ、先ほどの事業は使えません。

(再質問) 畠山和純

こういうふうなケースは逆だということね。わかりました。

そうすると、これは災害復旧で、物揚げ場とかは土木部が所管していくけれども、その背後にあるカキ処理場とかは農林水産部が所管をしてやっていくということね。

それで、知事、何でこの海岸線がこういうふうな農林海岸それから建設海岸、こんなふうに分かれている必然性というのは、どこにあるんでしょう。

(答弁) 村井嘉浩知事

それは、もうそれぞれ海岸によっての用途等が違ふということで、国の所管等が分かれておりまして、それに県もいろいろなっているということでありまして。

(再質問) 畠山和純

まず、このカキ処理場とかそういう漁業施設が建設できるということは確認できました。それで漁港機能の集約の話もありますので、施設のある地域を漁港として認定できるかどうかということについてはどうですか。

(答弁) 農林水産部長 (千葉宇京)

新たな漁港の指定ということ等につきましては、指定のための要件を満たしているかどうかというのを個別に判断をするということになるかと思えます。

(再質問) 畠山和純

だけど、ここ漁港なんだよね、間違いないからね。漁港とは呼んでないけれども漁港だよ。だって堤防もあって全部港ですから。今度、知事、見てきてください。漁港かどうかというのを。まさしくそこに住んでる人は漁民で、沿岸漁業者であって、利用してる施設は漁港なんです。この取り扱いはどうするかというのは、また皆さんにこの後、委員会なんかでもやっていきますけれども、海岸線の公共工事、こういうのの一元化というのは、必要じゃないのかなというふうに思ってるんです。それぞれがそれぞれの部署でやっているわけですよ。本当にむだな事業じゃないのかなというふうな思いがあります。この辺についてはどうですか。

(答弁) 村井嘉浩知事

私は、そういったものについて詳細には把握しておりませんが、確かに議員御指摘のとおりだと思います。た

だ、今その部分でいろいろ議論していきますと、いろいろ整備がおくれてしまいますので、まずは、原形復旧等どんどん進めていきながら、走りながらしっかりと検討してまいりたいと、このように思っております。

(再質問) 島山和純

時間がなくなってきましたので、やめますけれども、多分これが最後になるかなと思うんですけども、水産特区について。

水産特区について、今ここで議論するつもりはありません。私は永遠に反対してまいります。これは個別事業でやってもあります。これは海で生きてきた者として、海の漁場管理、資源管理は一元化すべきだというのは、私の持論であります。これを変えるつもりはありませんので、これは折々につれて反対をしてまいります。これについて東日本大震災復興特別区域法案に対する附帯決議というのがつきました。この中で、一、水産業の復興に当たっては、地域の漁業者などが一体となった取り組みに国が十分な支援策を講ずることが基本であることを踏まえた上で、漁業法の特例の導入に際しては、国は、浜全体の資源、漁場の管理に責任を持ち、万全を期した措置を講ずることというのが附帯意見として決議されました。これについての所感を求めます。

(答弁) 村井嘉浩知事

非常に重要な指摘だと、このように受けとめております。

(再質問) 島山和純

わかりました。知事の新聞報道のコメントは、どういうふうに新聞記者が受けとめて、どういうふうに表現したのかわかりませんけれども、少なくとも我々は、漁業者との十分な理解、現地との十分な理解がなかったら、この復興計画にしろ、どういった事業にしろ進めてはいけないと思っております。そのことを常任委員会ですら上げて、あした地域で説明会を開くということでもあります。こういった方式がだめだということを知事がおっしゃるといふことは私はないと思っておりますので、これは答弁要りませんけれども、その辺は信じておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

残り二分になりましたけれども、防潮堤の高さがいろいろ議論されておりました、これは時間がないのであれ

ば答弁もらうけれども。奥尻島行ってきました。それで青苗漁港から奥尻までの十五キロか十六キロ間、津波の高さと同じ十一・何メートルの堤防ができてました。これで事業費が二千億です。背後にある家の数、わかりません。数百軒。びっくりしたことは、ちょうど中間点に港があるんですよ。そこは開闢になってるんです。水門も何もないんです。何の意味もないって、私はびっくり仰天しました。そこに二千億かかってました。

それで、今津波の堤防の高さ、いろいろ言われてますけれども、これは本当に議論していただきたいと思うんです。あの津波のときに、あの堤防が、水門が壊れる様相を見た人は、堤防で守れると思っただけです。ですからあれはあくまでも防衛策で、やっぱりお金があったら、逃げる方法、いかにして情報をキャッチしていかにして逃げるか。こっちを最優先すべきであります。そういった津波の防潮堤の高さについては、十分その地域地域の声を反映するような形で検討していただきたいと思ひます。高い堤防が有効な地域も確かにあります。ですから、そういうことを本当に細かく精査をして、ぜひ事業を進めていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。